## 議案第17号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例上記の議案を提出する。

令和5年2月20日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 予防接種に関する証明に係る手数料の計算方法を変更するとともに、建築 基準法の改正に伴い、省エネルギー、再生可能エネルギー利用等を目的とした特例 の許可及び認定に係る制度を拡充し、併せて都市の低炭素化の促進に関する法律施 行規則等の改正に伴い、住戸ごとの評価区分を廃止し、及び住宅誘導仕様基準の区 分に関する規定を追加する必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 証明については、1通につき、同一人に係る同一事項ごとに1件とする。この 場合において、区税に関する証明にあっては1税目、土地又は建物に関する証明 にあっては1筆又は1棟をそれぞれ1事項として件数を計算するものとする。
- 第3条第3項に次の1号を加える。
- (5) 前号の規定にかかわらず、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する 証明(区税に関するものを除く。)については、その人数にかかわらず1通につ き1件とする。

別表第1の102の項の次に次のように加える。

1 0 2 Ø 2	2 建築基準法第52条第6項第3号 の規定に基づく建築物の容積率に 関する特例の認定の申請に対する 審査	建築物の容積率の特例 認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。
--------------	---	-----------------------	---------	----------

#### 別表第1の106の項の次に次の1項を加える。

別表第1の107の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表の109の2の項中「第58条の規定による」を「第58条第1項の規定により」に改め、同表の109の3の項中「第58条の規定による」を「第58条第1項の規定により」に改め、同項の次に次の1項を加える。

1 0 9 Ø 4	建築基準法第58条第2項の規定 に基づく建築物の高さに関する特 例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築 物の高さの特例許可申 請手数料	160,000円	許可申請のとき。
--------------	---	----------------------------------	----------	----------

別表第1の121の項及び122の2の項中「に建築される」を「において建築等をする」に改め、同表の123の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替(位置又は構造の変更を伴うものに限る。)(次項において「増築等」という。)の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において

同じ。)」を削り、同表の123の2の項中「又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例の」を「若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等に関する特例の」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

事務	名称及び額					
第1都市の低炭素化の	低炭 ステン	建築物新築等 に掲げる額 Eに基づく申 D項に掲げる Aにおいてに 法第87条の	(申請に併せて表 目出があった場合額(申請に係る は当該部分ごとり は当までましま は当まの95の4 に同表の95の4	数料 手数料の額は、次の1及び2 都市の低炭素化の促進に関す 合においては、1の建築物に 3計画に特定建築基準適合署 こ同表の82の2の項に掲げ は関係に係る部分が含まれる 4の項又は95の5の項に掲	る法律第54条第2 こついて別表第1の9 評査をする部分が含ま ずる額の手数料を、建 5場合においては当該	認定申請のとき。
促進に関	1 申請 に併せ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		居住以外の用途に供する部 る。以下同じ。)	4,700円	
関する法	て区長 が指定 する者 (以下	(2) 共同 住宅等 (共同	イ 住戸の部 分(人の居 住の用途に	建築物の総戸数が1戸の もの	4,700円	
律(平	「適合性確認機関」	住宅、長屋その他一	世 (共する部分 に限る。以 下同じ。)	建築物の総戸数が2戸以 上5戸以下のもの	9,400円	
成 2 4	という。) が作成 した都		11.400)	建築物の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	16,000円	
年法律	市の低 炭素化 の促進	宅をい う。以 下同じ。)		建築物の総戸数が11戸 以上25戸以下のもの	27,000円	
第 8 4	に関す る法律 第54			建築物の総戸数が26戸 以上50戸以下のもの	45,000円	
号) 第 5	条第1 項各号 に掲げ			建築物の総戸数が51戸 以上100戸以下のもの	82,000円	
4 条 第 1	る基準 に適合 してい ること			建築物の総戸数が101 戸以上200戸以下のも の	131,000円	
項 の 規	を示す 書類が 提出さ			建築物の総戸数が201 戸以上300戸以下のも	170,000円	

定にま	れた場 合			建築物の総戸数が301 戸以上のもの	185,000円
基づく低炭	づく氐炭素建築物断築等計画の認定の申		ロ 共用部分 (住宅の用 途に供する	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以 内のもの	9,300円
素建築物		共用廊下、 共用階段そ の他共用部 分をいう。 以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	
築等計画			当該部分の床面積の合計 が1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のもの	26,000円	
認定の申請			当該部分の床面積の合計 が2,000平方メート ルを超え5,000平方 メートル以内のもの	80,000円	
に対する審				当該部分の床面積の合計 が5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内のもの	126,000円
查			当該部分の床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内のもの	160,000円	
			ハ 非住宅の 部分(住戸 の部分及び 共用部分分 外の。以 いう。)	当該部分の床面積の合計 が25,000平方メー トルを超えるもの	200,000円
				当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以 内のもの	9,300円
		外の部分 いう。以		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
			当該部分の床面積の合計 が1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のもの	26,000円	
			当該部分の床面積の合計 が2,000平方メート ルを超え5,000平方 メートル以内のもの	80,000円	
				当該部分の床面積の合計 が5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内のもの	126,000円

			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計		000円
			が25,000平方メートルを超えるもの		
(3) (1)及び(2)以	建築物以内の		面積が300平方メートル	9,	300円
<b>外の建</b> 築物		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			000円
	トルを	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			000円
		と超え5,	面積が2,000平方メー 000平方メートル以内	80,	000円
		と超え1(	面積が5,000平方メー 0,000平方メートル以	126,	000円
		レを超え!	面積が10,000平方メ 25,000平方メートル	160,	000円
		めの延べ レを超える	面積が25,000平方メ るもの	200,	000円
外の場建て住		誘導仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に規定する基準をいう。以下同じ。)による場合		21,	000円
	誘導位	上様基準以	以外による場合	35,	000円
(2) 共同 住宅等	イ 住 戸	誘導仕 様基準 による		21,	000円
	の部分	場合	建築物の総戸数が2戸以 上5戸以下のもの	39,	000円
	<i>y</i>		建築物の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	56,	000円
			建築物の総戸数が11戸 以上25戸以下のもの	80,	000円
			建築物の総戸数が26戸 以上50戸以下のもの	120,	000円

		i i	•
		建築物の総戸数が51戸 以上100戸以下のもの	182,000円
		建築物の総戸数が101 戸以上200戸以下のも の	261,000円
		建築物の総戸数が201 戸以上300戸以下のも の	340,000円
		建築物の総戸数が301 戸以上のもの	390,000円
	様基準	建築物の総戸数が1戸の もの	35,000円
	以外に よる場 合	建築物の総戸数が2戸以 上5戸以下のもの	69,000円
		建築物の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	97,000円
		建築物の総戸数が11戸 以上25戸以下のもの	137,000円
		建築物の総戸数が26戸 以上50戸以下のもの	197,000円
		建築物の総戸数が51戸 以上100戸以下のもの	283,000円
		建築物の総戸数が101 戸以上200戸以下のも の	385,000円
		建築物の総戸数が201 戸以上300戸以下のも の	508,000円
		建築物の総戸数が301 戸以上のもの	600,000円
口 #	共用部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以 内のもの	109,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートルトル以内のもの	138,000円
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のもの	180,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メート	280,000円

ı	İ		1
		ルを超え5,000平方 メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内のもの	359,000円
		当該部分の床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内のもの	429,000円
		当該部分の床面積の合計 が25,000平方メー トルを超えるもの	500,000円
	ハ 非住宅の 部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以 内のもの	242,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートルトル以内のもの	300,000円
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のもの	384,000円
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メート ルを超え5,000平方 メートル以内のもの	546,000円
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内のもの	670,000円
		当該部分の床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内のもの	789,000円
		当該部分の床面積の合計 が25,000平方メー トルを超えるもの	900,000円
(3) (1)及び(2)以	建築物の延べ	面積が300平方メートル	242,000円
外の建築物		面積が300平方メートル 00平方メートル以内のも	300,000円
		面積が1,000平方メー 000平方メートル以内	384,000円

			のもの			
				面積が2,000平方メー 000平方メートル以内	546,000円	
				面積が 5 , 0 0 0 平方メー 0 , 0 0 0 平方メートル以	670,000円	
				面積が10,000平方メ 25,000平方メートル	789,000円	
			建築物の延べた	面積が25,000平方メ るもの	900,000円	
第2都市の低炭素化の2	低炭素類 応じて項に 第2項は、 に特定類 の82の に係る音	建築物新築等 次においる こおいの建築 1の基準 連築 かる が含まれ	る額(申請に併せ 同する同法第5 − 物について別表 会審査をする部分 場げる額の手数れ こる場合において	情手数料 申請手数料の額は、次の1及 せて都市の低炭素化の促進に 4条第2項の規定に基づく申 第1の95の2の項に掲げる 分が含まれる場合においては 料を、建築基準法第87条の ては当該昇降機1基について 数料を加えた額)の手数料を	上関する法律第55条 日出があった場合にお 5額(申請に係る計画 は当該部分ごとに同表 04に規定する昇降機 「同表の95の4の項	変更認定申請のとき。
促進		(1) 一戸廷	建て住宅		3,300円	-
に関する	に併せ て適合 性確認 機関が	(2) 共同 住宅等	イ 住戸の部	建築物の総戸数が1戸の もの	3,300円	
る法律第	機関が 作成し た都市 の低炭			建築物の総戸数が2戸以 上5戸以下のもの	6,600円	
5	素化の促進に			建築物の総戸数が6戸以	11,000円	
5 条	関する			上10戸以下のもの		_
				上10戸以下のもの 建築物の総戸数が11戸 以上25戸以下のもの	19,000円	
条第1項の規定	関法 5 年 4 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年			建築物の総戸数が11戸		
条第1項の規定に基づ	関 法 4 第 3 4 第 4 月 日 ば る げ る げ る ろ り に る り る り る り る り る り る り る り る り る り			建築物の総戸数が11戸 以上25戸以下のもの 建築物の総戸数が26戸	19,000円	
条第1項の規定に基	関法 5 第各掲基適でる第条項にるにしる			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 建築物の総戸数が51戸	19,000円	
条第1項の規定に基づく低炭	関法5第各掲基適てこ示類出す律41号げ準合いとすがさる第条項にるにしるを書提れ			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 建築物の総戸数が101 戸以上200戸以下のも	19,000円 32,000円 58,000円	
条第1項の規定に基づく低炭素建築物	関法5第各掲基適てこ示類出す律41号げ準合いとすがさる第条項にるにしるを書提れ			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のも	19,000円 32,000円 58,000円	

の変		が300平方メートル以 内のもの	
更の認定の中		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
申請に対する		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のもの	18,000円
る 審 査		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メート ルを超え5,000平方 メートル以内のもの	56,000円
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内のもの	88,000円
		当該部分の床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内のもの	112,000円
		当該部分の床面積の合計 が25,000平方メー トルを超えるもの	140,000円
	ハ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以 内のもの	6,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートルトル以内のもの	11,000円
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のもの	18,000円
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メート ルを超え5,000平方 メートル以内のもの	56,000円
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内のもの	88,000円
		当該部分の床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000	112,000円

				平方メートル以内のもの		
				当該部分の床面積の合計 が25,000平方メー トルを超えるもの	140,	000円
	(3) (1)及び(2)以	建築物の延べ面積が300平方メートル 以内のもの			6,	500円
	外の建 築物	. ,	– .	面積が300平方メートル )0平方メートル以内のも	11,	000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			18,	000円
			超え5,	面積が2,000平方メー 000平方メートル以内	56,	000円
			:超え1(	面積が5,000平方メー),000平方メートル以	88,	000円
			を超え 2	面積が10,000平方メ 25,000平方メートル	112,	000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの			140,	000円
2 1以外の場	(1) 一戸 建て住	誘導仕様基準による場合			15,	000円
合	宅	誘導仕	誘導仕様基準以外による場合			000円
	(2) 共同住宅等	イ 住 戸	誘導仕 様基準 による	建築物の総戸数が1戸の もの	15,	000円
		の部分	場合	建築物の総戸数が2戸以 上5戸以下のもの	27,	000円
		)3		建築物の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	40,	000円
				建築物の総戸数が11戸 以上25戸以下のもの	56,	000円
				建築物の総戸数が26戸 以上50戸以下のもの	85,	000円
				建築物の総戸数が51戸 以上100戸以下のもの	128,	000円
				建築物の総戸数が101 戸以上200戸以下のも の	184,	000円
				建築物の総戸数が201	241,	000円

	戸以上300戸以下のも の	
	建築物の総戸数が301 戸以上のもの	278,000円
誘導 様基	<b>準</b> もの	18,000円
よる		37,000円
	建築物の総戸数が6戸以 上10戸以下のもの	52,000円
	建築物の総戸数が11戸 以上25戸以下のもの	74,000円
	建築物の総戸数が26戸 以上50戸以下のもの	108,000円
	建築物の総戸数が51戸 以上100戸以下のもの	159,000円
	建築物の総戸数が101 戸以上200戸以下のも の	221,000円
	建築物の総戸数が201 戸以上300戸以下のも	291,000円
	建築物の総戸数が301 戸以上のもの	342,000円
ロ 共用部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以 内のもの	57,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	72,000円
	当該部分の床面積の合計 が1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のもの	96,000円
	当該部分の床面積の合計 が 2, 000平方メート ルを超え 5, 000平方 メートル以内のもの	156,000円
	当該部分の床面積の合計 が5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内のもの	205,000円

		当該部分の床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内のもの	247,000円
		当該部分の床面積の合計 が25,000平方メー トルを超えるもの	290,000円
	ハ 非住宅の 部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以 内のもの	123,000円
		当該部分の床面積の合計 が300平方メートルを 超え1,000平方メー トル以内のもの	154,000円
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のもの	198,000円
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メート ルを超え5,000平方 メートル以内のもの	290,000円
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内のもの	427,000円
		当該部分の床面積の合計 が25,000平方メー トルを超えるもの	491,000円
(3) (1)及 び(2)以	建築物の延べる以内のもの	面積が300平方メートル	123,000円
外の建 築物		面積が300平方メートル 00平方メートル以内のも	154,000円
		面積が1,000平方メー 000平方メートル以内	198,000円
		面積が2,000平方メー 000平方メートル以内	290,000円
		面積が5,000平方メー 0,000平方メートル以	361,000円

内のもの		
建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル 以内のもの	427,000円	
建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円	

備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

## 別表第3第3の部及び第4の部を次のように改める。

第 3 建物工法 3 条 1 の定 築省ネ第 5 第 項 規に	建築物: 建築物: 区基づ。 項に掲げ におい。 第879 基につい	エネルギーネ	当費性能向上 と掲げる額 った場合にお 青に係る計画 きごと昇降機 りちの4の項	計画認定申請手数料 計画認定申請手数料の額は、次の (申請に併せて建築物省エネ法第3 らいては、1の建築物について別表 可に特定建築基準適合審査をする音 その82の2の項に掲げる額の手数 後に係る部分が含まれる場合におい 質又は95の5の項に掲げる額の手	3 5条第2項の規定 長第1の95の2の 部分が含まれる場合 数料を、建築基準法 いては当該昇降機1	認定申請のとき。
基づ	1 申請	(1) 一戸類	まて住宅		5,100円	
く建 築物 エネ ルギ	に併せ て建築 物省エ ネ法第	(2) (1)以 外の建 築物	イ 住宅 部分( 建築物	当該住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	9,700円	
一消 費性 能向 上計	35条 第1項 各号に 掲げる		省エネ 法第1 1条第 1項に	当該住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,0 00平方メートル未満のもの	21,000円	
画の 認定 の申 請に	基準に 適合 て ことを		規定す る住宅 部分を いう。	当該住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	46,000円	
対す る審 査	示す書 類とし て区長 が定め		以下同じ。)	当該住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上の もの	81,000円	
	るもの が提出 された 場合		口 非住 宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円	
				当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
				当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	

•		i			i	
			が5,00	三部分の床面積の合計 )0平方メートル以上 )0平方メートル未満	128,	000円
			が10,0	E部分の床面積の合計 ) 0 0 平方メートル以 ) 0 0 平方メートル未	161,	000円
				E部分の床面積の合計 ) 0 0 平方メートル以	201,	000円
2 1以 外の場 合	(1) 一戸 建て住 宅	誘導仕様 基準によ る場合		建て住宅の床面積の合 ) 平方メートル未満の	20,	000円
				きて住宅の床面積の合 ) 平方メートル以上の	22,	000円
		誘導仕様 基準以外 による場 合		建て住宅の床面積の合 ) 平方メートル未満の	3 4,	400円
				建て住宅の床面積の合 ) 平方メートル以上の	38,	400円
	(2) (1)以 外の建 築物	イ 住宅 部分	誘導仕様 基準によ る場合	当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル未満のも の	38,	000円
				当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	66,	000円
				当該住宅部分の床面 積の合計が2,00 0平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	118,	000円
				当該住宅部分の床面 積の合計が5,00 0平方メートル以上 のもの	179,	000円

	誘導仕様 基準以外 による場 合	当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル未満のも の	69,100円
		当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	116,000円
		当該住宅部分の床面 積の合計が2,00 0平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該住宅部分の床面 積の合計が5,00 0平方メートル以上 のもの	281,000円
口 非住 宅部分	モデル建 物法 (一 次エネル ギー消費 量の算出		87,100円
	にべ的物令条第1 日る準築省 0 条第1号	当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル以上1, 000平方メートル 未満のもの	110,700円
	イ(1)に規 定する屋 内周囲空 間の年間	当該非住宅部分の床 面積の合計が1,0 00平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のもの	145,700円
	内間の角の角の角の角の角の角の角の角の角の角の角の角の角の角の角の角の角の角の角	当該非住宅部分の床 面積の合計が2,0 00平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のもの	235,700円
	かもて 通定 を主 を 変が 建 に なが なが で 変 に の に 。 に る に 。 に る 。 に る に る に る に る に る に 。 に る に る 。 に 。	当該非住宅部分の床 面積の合計が5,0 00平方メートル以 上10,000平方 メートル未満のもの	309,000円
	用いて評し 価する方 法をいう。 第4の部 において 同じ。) による場	当該非住宅部分の床 面積の合計が10, 000平方メートル 以上25,000平 方メートル未満のも の	371,000円
	合	当該非住宅部分の床	435,000円

	法際仕件第一ル費屋空間を評方うの備項で	面積の合計が25,000平方メートル以上のもの  準入力 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの を基ににした大工・消費の合計が300平方メートルストルは、1000平方メートルストルは、1000平方メートル以上1,000平方メートル以上2,000平方メートル以上2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上5,000平方メートル以上5,000平方メートル以上10,000平方メートル以上10,000平方メートル以上25,000平方メートル以上のもの	) Н ) Н ) Н
第4 集物工法3条1の定	げる区分に応じて、次に掲げる額( おいて準用する建築物省エネ法第3 おいては、1の建築物について別表 画に特定建築基準適合審査をする部 表の82の2の項に掲げる額の手数 機に係る部分が含まれる場合におい	変更認定申請手数料 可変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に (申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項 55条第2項の規定に基づく申出があった場合 第1の95の2の項に掲げる額(申請に係る 3分が含まれる場合においては当該部分ごとに な料を、建築基準法第87条の4に規定する では当該昇降機1基について同表の95の名 数料を加えた額)に相当する額を加えた額)	質に き。 ()に ()計 に同
基	1 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3,700 を住宅部分の床面積の合計が 00平方メートル未満のもの	

ルギ 一消 費性	ネ法第 35条 第1項	築物		当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,00平方メートル未満のもの	15,000円
能上画変の認	各 掲 基 適 て し る に し る			当該住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	32,000円
の 定 申 に す る	くとす とまし 長			当該住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上の もの	57,000円
審査	が お お お お お よ れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ		口 非住 宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計 が300平方メートル未満のも の	6,900円
	場合			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
				当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
				当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
				当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
				当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
				当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円
	2 1以 外の場 合	(1) 一戸 建て住 宅		当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円
				当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円
			誘導仕様 基準以外 による場 合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円
				当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上の	27,000円

		もの			
(2) (1)以 外の建 築物	イ 住宅 部分	誘導仕様 基準によ る場合		26,	000円
			当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	46,	000円
			当該住宅部分の床面 積の合計が2,00 0平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	83,	000円
			当該住宅部分の床面 積の合計が5,00 0平方メートル以上 のもの	125,	000円
		誘導仕様 基準以外 による場 合	当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル未満のも の	48,	500円
			当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	81,	000円
			当該住宅部分の床面 積の合計が2,00 0平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	138,	000円
			当該住宅部分の床面 積の合計が5,00 0平方メートル以上 のもの	197,	000円
	口 非住 宅部分	モデル建 物法によ る場合		61,	100円
			当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル以上1, 000平方メートル 未満のもの	77,	600円
			当該非住宅部分の床 面積の合計が1,0		100円

	00平方メートル以メートル以メートル未満のの中方メートル未満のの中でである。 当該非住宅計がのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	216,000円
	以上のもの 当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル未満の もの	159,100円
	当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル以上1, 000平方メートル 未満のもの	199,200円
	当該非住宅部分の床 面積の合計が1,0 00平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のもの	257,100円
	当該非住宅部分の床 面積の合計が2,0 00平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のもの	366,700円
	当該非住宅部分の床 面積の合計が5,0 00平方メートル以 上10,000平方 メートル未満のもの	453,000円
	当該非住宅部分の床 面積の合計が10,	535,000円

	000平方メートル 以上25,000平 方メートル未満のも の	
	当該非住宅部分の床 面積の合計が25, 000平方メートル 以上のもの	

# 別表第3第5の部2の款を次のように改める。

2 1以 外の場 合		建て住	建て住	建て住	性能基準(1条第2円間に基うに基準第17円間に基準)の1円のでは、場別のでは、場別のでは、場合に基準のは、場合に基準のは、場合には、場合には、場合には、場合には、場合には、場合には、場合には、場合に	計が200 もの 当該一戸建	まて住宅の床面積の合 平方メートル未満の 全て住宅の床面積の合 平方メートル以上の		400円
		モ宅令第2及口めをに合が法第1号び(2)るいよけ、1項イ同に基うるいよりを実施の場合を表現の場合を表現して、10円のでは、10円	計が200 もの 当該一戸建	さて住宅の床面積の合 ) 平方メートル未満の さて住宅の床面積の合 ) 平方メートル以上の		100円			
		仕様基準 (省令第 1条第1 項第2号 イ(3)及び 同号ロ(3) に定める	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		17,	700円			
		基準をい う。じ。 同じ。 う は 様基 は よ る 合 に る 合 に る う 。 う う う う う う う う う う う う う う う る う る		さて住宅の床面積の合 ) 平方メートル以上の	19,	100円			
	(2) (1)以 外の建 築物	イ 住宅 部分	性能基準 (省令第 1条第1 項第2号	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,	100円			
			イ(1)及び 同号ロ(1) 又は同項 第3号に 定める基	当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル以上2, 000平方メートル	116,	000円			

		未満のもの	
	以下同じ。) による場 合	当該住宅部分の床面 積の合計が2,00 0平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	196,000円
		当該住宅部分の床面 積の合計が5,00 0平方メートル以上 のもの	281,000円
	フロア入	当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル未満のも の	33,100円
	ロ(2)に定 める基準 をいう。		58,000円
	たよる <sub>物</sub> 合	当該住宅部分の床面 積の合計が2,00 0平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該住宅部分の床面 積の合計が 5,00 0平方メートル以上 のもの	157,000円
	仕様基準 による場 合	当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル未満のも の	33,100円
		当該住宅部分の床面 積の合計が300平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	58,000円
		当該住宅部分の床面 積の合計が2,00 0平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該住宅部分の床面 積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上 のもの	157,000円
口 非住 宅部分		当該非住宅部分の床 面積の合計が300	87,100円

1 1	1	1	ı
	る場合	平方メートル未満の もの	
		当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル以上1, 000平方メートル 未満のもの	110,700円
		当該非住宅部分の床 面積の合計が1,0 00平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のもの	145,700円
		当該非住宅部分の床 面積の合計が2,0 00平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のもの	235,700円
		当該非住宅部分の床 面積の合計が5,0 00平方メートル以 上10,000平方 メートル未満のもの	309,000円
		当該非住宅部分の床 面積の合計が10, 000平方メートル 以上25,000平 方メートル未満のも の	371,000円
		当該非住宅部分の床 面積の合計が25, 000平方メートル 以上のもの	435,000円
	標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル未満の もの	227,100円
		当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル以上1, 000平方メートル 未満のもの	284,400円
		当該非住宅部分の床 面積の合計が1,0 00平方メートル以 上2,000平方メ ートル未満のもの	367,100円
		当該非住宅部分の床 面積の合計が2,0	523,700円

	00平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のもの		
	当該非住宅部分の床 面積の合計が5,0 00平方メートル以 上10,000平方 メートル未満のもの	646,000円	
	当該非住宅部分の床 面積の合計が10, 000平方メートル 以上25,000平 方メートル未満のも の	763,000円	
	当該非住宅部分の床 面積の合計が25, 000平方メートル 以上のもの	871,000円	

別表第3備考第6項中「法」を「建築物省エネ法」に改め、同表備考中第7項から第9項までを削り、第10項を第7項とし、第11項から第13項までを3項ずつ繰り上げ、第14項を削り、同表備考第15項中「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。)」を、「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に係るものに限る。)」を、「旨の認定の申請」の次に「(性能基準又はフロア入力法による場合に係るものに限る。)」を加え、同項を同表備考第11項とし、同表備考第16項中「省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により」を「共同住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(誘導仕様基準による場合に係るものに限る。)を行う場合又は」に改め、「旨の認定の申請」の次に「(仕様基準又は誘導仕様基準による場合に係るものに限る。)」を加え、同項を同表備考第12項とする。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項から附則第4項までの規定 公布の日
  - (2) 別表第1の102の項の次に1項を加える改正規定、同表の106の項の次に

- 1項を加える改正規定、同表の107の項、109の2の項及び109の3の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定並びに同表の121の項、122の項、123の項及び123の2の項の改正規定 令和5年4月1日
- 2 この条例による改正後の第3条第3項の規定は、平成30年3月6日から適用する。

### (経過措置)

- 3 令和4年10月1日において現に都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の認定を受け、又は同法第53条第1項の規定による認定の申請(同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。)がなされている低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請については、この条例による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和4年10月1日において現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第35条第1項の認定を受け、又は同法第34条第1項の規定による認定の申請(同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請を含む。)がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。